



税金の納付について

平成 31 年度 固定資産税について

平成 31 年度固定資産税の納税通知書は、4 月末に発送しました。納期は次のとおりですので、ご確認ください。

第 1 期 5 月 31 日(金)

第 2 期 7 月 31 日(水)

第 3 期 12 月 25 日(水)

第 4 期 平成 32 年 3 月 2 日(月)

圃税務課 課税係 ☎ 286-3380

滞納について

町税を滞納すると、督促手数料や延滞金の加算などの他、次のような処置が行われます。

督促状の発送

期限を過ぎても納付がないと督促状が送付されます。



納付がなく、相談もない場合

財産調査

金融機関・勤務先・取引先などに対し、預金や在籍確認、給与調査を行います。悪質な場合、居宅や事務所への捜索を行うこともあります。



財産差し押さえ

債権(預金・給与・生命保険・売り掛け金)、動産(自動車、貴金属など)、不動産の差し押さえを行います。



取り立て・公売

差し押さえた財産の取り立てを行います。動産や不動産は、公売会等で換価されます。

平成 30 年度だけでも、次のように処置が行われています。差し押さえになる前に、相談や自主的な納付をお願いします。

平成 30 年度の町内での差し押さえ件数と金額

差し押さえの種類	件数	金額
預金	76 件	4,785,427 円
給与	48 件	3,014,600 円
生命保険や個人年金等	4 件	2,792,350 円
不動産・動産・その他	3 件	3,155,398 円

圃税務課 納税係 ☎ 286-3116

熊本県からのお知らせ(自動車税の納付について)

4 月 1 日現在で自動車を所有している人へ

自動車税の納税通知書を、5 月初めに送付します。

納期限の 5 月 31 日(金)までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所で納めていただきますようお願いいたします。

インターネットを利用した、クレジットカードやスマートフォンによる納付もできます。

自動車税の納税についてのお問い合わせは

圃県央広域本部 収税第一課・収税第二課

☎ 325-3001

県自動車税事務所

☎ 368-4020

有害鳥獣被害防止対策補助金

動物の活動が活発になる季節、鳥獣による農作物への被害も多くなってきます。

イノシシやアナグマなどの有害鳥獣による農林産物への被害防止のため、電気柵、防護ネット、ワイヤーメッシュ柵などを設置または購入する費用(人件費を除く)の一部を支援します。

対象者 農業に従事する人 **補助率** 対策事業の費用の 2 分の 1 以内

補助限度額 1 事業につき 10 万円まで

補助の対象 電気柵、防護ネット、ワイヤーメッシュ柵、鳥獣対策用資材

必要書類 補助金交付申請書、事業に要する内訳書並びに見積書、電気柵等を設置する箇所の見取り図および写真

その他 申請書は町ホームページや窓口で入手できます。

圃産業振興課 農政係 ☎ 286-3277